

墨田区居住支援協議会設置要綱

令和6年3月31日

5 墨都住第1739号

改正 令和6年7月30日6 墨都住第692号

(設置)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条の規定に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、墨田区居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。
- (4) すみだすまい安心ネットワーク事業実施要綱（平成31年3月22日30 墨都住第1289号）に基づく関係機関の連携協力に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別表1のとおりとする。

(会長)

第4条 協議会に会長1名を置く。

2 会長は、都市計画部住宅課長とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故のあるときは、その職務を代理する者を都市計画部住宅課長が選任する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 会長は、別表2に掲げる者をオブザーバーとして、協議会の会議に出席させることができる。

(秘密の保持)

第6条 協議会の構成員（前条第2項及び第3項の規定により出席した者を含む。）

は、協議会の活動において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、都市計画部住宅課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮った上で、別途定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年7月30日から適用する。